

事務局：ただいまより東京地方労働審議会第 8 期第 2 回労働災害部会防止部会を開催いたします。

まず初めに、本部会の定足についてですが、本日の出席委員は公労使の各代表 1 名以上、かつ、全体の 3 分の 2 以上のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 1 項により、この部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、東京地方労働審議会運営規程第 5 条の規定に基づき、原則として公開の会議とさせていただきます、その議事録につきましても公開させていただくことになっておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、以後の議事進行につきまして、東京地方労働審議会運営規程第 7 条により準用された第 4 条により、脇坂部会長をお願いしたいと思います。脇坂部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

脇坂：それでは、始めさせていただきます。初めに、地方労働審議会運営規程第 6 条において、2 名の委員に議事録への署名をいただくことになっております。つきましては、公益側は私、労働者側は米田委員、使用者側は佐々木委員に議事録署名委員になっていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、まず、議題に入る前に、岩瀬労働基準部長よりご挨拶をお願いいたします。

労働基準部長：委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、本日の労働災害防止部会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。

今、政府の動きといたしましては、ニッポン一億総活躍プランの実現に向けて、その最重点課題である働き方改革が総理自ら参集する実現会議において検討が進められております。そして、今月中にも実行計画が策定され、その後は、必要な法改正に向けた準備が進められると承知しているところでございますけれども、働き方改革の根底にあるものは、働く方々の安全、安心であると考えております。

私ども東京労働局では、安全、安心な首都東京の実現に向けまして、平成 25 年度から 5 カ年計画、第 12 次労働災害防止計画を策定いたしまして、対策を推進しているところでございます。後ほど安全課長からも説明させていただきますが、平成 28 年の都内の労働災害は、速報段階ではございますが、死亡災害 56 人と前年比で 2 人増、休業 4 日以上の死傷災害につきましても 8,833 人と増加してしまったという状況でございます。また、計画の基準となる平成 24 年との比較では、死亡災害は 25.3%減少していますが、休業 4 日以上の死傷災害につきましては 3.7%しか減少しておりません。いずれも計画の基本目標の達成が非常に厳しい状況にあるわけでございます。

本日は、審議に先立ちまして、株式会社大林組東京本店様が施工する現場をご視察いただきましたが、都内におきましては都心インフラ改修、建設物の老朽化等に伴う工事、国際都市機能の維持向上に向けた工事が多数展開中でございます。さらに、2020 年東京オリパラ大会の開催に向けた準備も進められているところでございまして、こうした中、建設業のみならず経済活動全般の活発化、他方、先ほども出ておりました人手不足の顕在化や

労働力人口の高齢化が進む中で、労働災害を着実に減少させるためには、災害の発生状況等を踏まえた対策が重要だと考えているところでございます。

また、過重労働による健康障害やメンタルヘルス対策といった問題も、私どもとしては一層充実が求められると考えているところでございます。このため、「過労死等ゼロ」緊急対策を厚生労働本省で昨年末に定めたところですが、この新たな取り組みもしっかりと行っていきたいと考えております。

本日は、労働災害防止計画のこれまでの進捗状況、また、計画の最終年に向けた取り組みについて担当からご説明させていただきますので、忌憚のないご意見、ご助言をよろしくお願いたします。

脇坂：それでは、議題の東京労働局労働災害防止計画の実施状況につきまして、事務局から安全課長、健康課長お二人の説明を続けてお聞きして、質疑応答に入りたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

安全課長：それでは、よろしくお願いたします。私からは、資料に沿って第12次防計画の進捗状況、また、計画の最終年度に向けての対策についてご説明いたします。

お配りしている資料を1枚めくっていただきまして、まず、計画の目標を振り返ってみたいと思います。基本目標としましては、死亡災害については過去最少となるように、53人を下回ることという計画を立ててございます。こちらは、平成24年比で37%減少させようというものでございます。休業4日以上死傷災害につきましては、8,000人を下回ることということで、同様に18%の減少を目標としております。

これ以外にも、小目標を掲げてございまして、安全関係では3つございます。1つは、建設業における死亡災害を過去最少ということで、20人を下回ることという目標でございます。また、行動災害というのは転倒災害、墜落・転落災害、腰痛災害を指してございますが、行動災害による死傷災害の全体における割合を減らしていこうという目標を掲げてございます。また、第三次産業につきましては、特に災害の多い小売業、飲食店、社会福祉施設及びビルメンテナンス業を最重点対策の業種としまして、全ての事業場における経営トップによる安全衛生方針の表明をやっていこうということで、計画を推進してまいったところでございます。

2つ目の箱が12次防計画の概要となっておりますが、こちらはずっとご説明させていただいておりますので、本日は割愛させていただきます。

計画の目標を達成するために、平成28年度は4つの最重点対策を掲げてございまして、こちらにございましており、建設業における墜落・転落災害の防止、小売業・飲食店・社会福祉施設における転倒災害防止、健康関係では、化学物質による健康障害防止対策の推進、メンタルヘルス対策の推進に取り組んできたわけでございます。

もう一枚めくっていただきまして、この4年間で目標に対して労働災害がどのように推移しているのか説明してございます。まず、左側が死亡災害の発生状況になりますが、全産業につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、平成24年比で25.3%減少している

状況でございます。その中で、死亡災害全体の約半数を占める建設業につきましては、下の緑の折れ線グラフになりますが、3.8%の減少ということで、減少が十分に進んでいないという状況でございます。下の円グラフを見ていただきますと、「事故の型別・死亡災害発生状況」となっておりますが、墜落・転落災害が最も多く、次いで交通労働災害、はさまれ・巻き込まれといった流れになってございます。

続いて、真ん中のところが休業4日以上死傷災害でございます。平成28年は前年比で2%増という状況でございます。そのうち、第三次産業が全体の60%を占めるという状況になってございます。また、平成24年比で見ますと、死傷災害全体は3.7%の減少でございますが、災害の6割を占める第三次産業では0.2%の減少ということで、ほとんど災害が減っていないという状況でございます。下の円グラフが「事故の型別・死亡災害発生状況」でございますが、転倒災害が最も多く、次いで墜落・転落、動作の反動・無理な動作というのが主に腰痛になるとお考えいただけたいと思います。その後、交通事故、はさまれ・巻き込まれといった状況でございます。

次いで、右上のところが小目標の行動災害による死傷災害で、この割合を減らしていきたいと申し上げましたが、平成24年の段階で墜落、転倒、動作の反動・無理な動作で54.5%であったものが、平成28年は56.5%、2ポイント増加してしまっているという状況でございます。

また、小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業の全ての事業場で安全衛生方針を表明してほしいということを目標として掲げて、周知、啓発しているところでございます。平成27年3月に自主点検を通信調査で行った結果、今のところ82%の事業場で経営トップによる安全衛生方針の表明をしていただいているという状況でございます。

ということで、計画の目標、労働災害の目標には今のところ及んでいないという状況でございます。こういった状況を踏まえまして、業種ごとにどういった対策を立てていくのかというのを次のページからご説明いたします。

まず初めが建設業における労働災害防止対策でございます。右上の死亡災害のグラフは、先ほど見ていただいたとおり、減少していないという状況でございます。右の真ん中のところは、休業4日以上死傷災害のグラフでございます。こちらは、死亡災害が減少していないのと対照的に、大きく災害が減少してございます。平成24年比で21.6%の減少となっておりまして、最も災害が減っている業種となります。

事故の型別で見ますと、死亡災害、死傷災害ともに墜落・転落による災害が最も多いということでございます。特に死亡災害につきましては、全体の60%を占めるという状況でございます。建設業については、重篤な災害を減少させなければならないということで、墜落・転落災害の防止が非常に重要になってくると考えてございます。

そして、課題の真ん中のところに死亡災害の事例を幾つか挙げてございますが、例えば木造建築工事において安全帯を使用せずに母屋で作業中に墜落した、安全帯を使用せずに足場の解体作業中に墜落した、はしごを用いて配線作業中にはしごが転位して墜落したと

いったものが発生してございますが、こういった安全帯の未使用など基本的な安全衛生対策が行われていないことを理由とした死亡災害が発生しているという状況でございます。

そういったことで、12次防の最終年度に向けてこういった点について行政として指導を行っていくのかというのが、黄色い箱に書いてございます。まず、墜落・転落災害の防止を最重点にということで、特に重篤な災害につながりやすい足場からの墜落・転落に関しましては、注文者及び事業者による足場の点検の実施が法令で義務づけられておりますので、こちらの徹底、また、安全帯の使用といったものについて重点的に指導を行っていきたいと考えてございます。また、はしごからの墜落・転落は建設業における墜落・転落の3分の1を占めている状況でございますので、はしごの適正な選定や使用方法について指導を行っていきたいと考えてございます。また、教育も非常に重要なファクターでございますので、建設需要が増加する中、技能労働者や現場管理職員の不足が顕在化してございますので、雇入れ時教育、また、新規に職長に就く方に対する教育について重点的に指導を行っていきたいと考えてございます。

また、1枚めくっていただいて、オリパラ対策でございます。枠組みとして今2つのものが動いてございますので、こちらについて簡単にご説明いたします。1つ目は、赤い枠で囲っているものでございますが、安全衛生対策協議会というのが厚生労働省本省レベルで設置されてございます。東京労働局も参加してございますが、関係省庁、発注機関、建設業団体といった方に集まっていたいただいて、オリパラ工事における安全対策の基本方針をまず決定してございます。こちらは、昨年6月に策定されておりました、右の四角に詳細を書いてございますので、後ほど簡単にご説明いたします。さらに、対策の実施状況のフォローアップを行っていくということでございます。基本方針の決定など、本省レベル、全国の建設業団体といったものの取り組みが行われているということでございます。

続いて、青い箱で囲ってあるものが、下線を引いてございますが、安全衛生推進連絡会ということで、東京労働局が中心となって本年2月に設置したものでございます。こちらは、先ほど申し上げた基本方針に基づいて、現場レベル、元方事業者の方がこういった取り組みをするのかといった推進を図るために設置したものでございまして、元方事業者さんの間での現場パトロールを通じた取り組みの促進、また、災害事例や再発防止策の検討といったものを行っていきたいと考えてございます。

本省レベルで基本方針を決定する赤い枠と、現場レベルで元方事業者による取り組みの推進を図る2つの枠組みを使って、建設現場における安全対策を進めていきたいと考えてございます。

こちらの基本方針では、安全衛生対策の要点ということで真ん中に箱を4つ入れてございますが、発注者レベルでの対策、リスクアセスメントの実施促進、墜落・転落災害の防止の徹底、より魅力ある建設現場の構築といった4つの要点を進めていって、最終的に一番下にございます世界に誇る日本の建設工事の高い安全性と信頼を次の世代へと継承していくことを目指しているものでございます。

続いて、第三次産業における労働災害防止対策についてご説明いたします。右にグラフを4つ入れてございますが、小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業は第三次産業で特に災害の多い4業種となっておりますが、平成28年は全ての業種で災害が増加しているという状況でございます。また、平成24年比で見ても、飲食店とビルメンテナンス業で若干減少してございますが、社会福祉施設では23%の増加ということで、災害の減少が進んでいないという状況でございます。

また、第三次産業はそもそも労働者数が増えているという事情もございますので、労働者1,000人当たりが災害に遭っている割合はどうかというのが年千人率でございますが、こういったもので比較した場合、建設業や製造業においては、過去10年間で災害が減っているにもかかわらず、第三次産業においては災害が横ばいという状況でございます。第三次産業の多くの業種においては、事業場単位で安全管理者等の選任の必要がないということで、事業場単位の安全管理がなかなか進まない状況でございます。

そういったことで、全国レベルで「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」というのが本年1月より始まっております。そういった意味で、われわれとしましては、小売業、飲食店、社会福祉施設対策ということでこちらの推進運動の展開を行いまして、まず、企業全体の労働災害発生状況の把握・分析、経営トップによる安全衛生方針の表明、安全推進者の選任、店舗レベルでの活動の支援といったものを企業本社に対して指導を行っていきたくと考えてございます。また、第三次産業は対象が膨大でございますので、労働局だけではなくて、関係団体を通じた周知、啓発も積極的に行っていきたくと考えてございます。

続いて、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策でございます。表を見ていただきますと、平成24年比で災害は若干減少しているのでございますが、平成28年は災害が増加に転じてございます。前年比6.5%の増加という状況でございます。

この業種における災害を見てもみますと、約4分の3が荷役作業中における災害となっております。さらに、荷役作業中の災害はこういったものがあるか労働安全衛生総合研究所が分析した結果、こちらの円グラフにございますが、墜落・転落災害、荷崩れ、フォークリフトの災害、無人暴走、トラックの後退時の災害といった5大災害によるものが8割を占める状況という分析結果が出てございますので、来年度の対策としましては、こういった5大災害の防止対策を重点としまして、従来から行っております「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全ガイドライン」に基づく取り組みについて指導を行いたいと考えてございます。また、荷役作業中の災害というのは、陸上貨物運送事業の方だけではなくて、荷主の方の協力も必要になってきますので、荷主に対する要請をしっかりと行っていきたくと考えてございます。

続いて、業種横断的な取り組みということでご説明いたしますが、転倒災害防止、交通労働災害防止、機械による労働災害防止の3つでございます。転倒災害は、先ほど申し上げましたとおり、死傷災害全体の4分の1を占めるという状況でございます。災害がなかな

か減らない状況でございますので、一昨年から行っております「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知、指導を重点的に行ってまいります。

また、交通労働災害につきましては、死亡災害の約 2 割を占める状況でございますし、休業 4 日以上死傷災害につきましては増加傾向にあるということでございますので、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、指導を行います。特に自動車運転者の健康起因による交通労働災害を防止するために、健康診断の実施、有所見者に対する保健指導といったものについても重点的に指導を行ってまいりたいと考えてございます。

機械による労働災害につきましては、この 4 年間で大きく減少してございますが、死亡災害としては昨年 11 件発生してございますし、大きな減少傾向は見られないところでございます。身体に障害が残る災害もございますので、こういったものにつきましてはリスクアセスメントの実施、また、機械の清掃、調整時における運転停止の徹底といったものを指導してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

脇坂：では、続けてお願いします。

健康課長：健康課長の松田でございます。着座にてご説明させていただきます。

それでは、9 ページ以下が健康課の関係となります、まず、1 つ目、メンタルヘルス対策についてでございます。課題といたしましては、12 次防計画の小目標で、計画期間中安全衛生管理体制の構築が必要な全ての事業場、言い換えれば、労働者数が 50 人以上の全ての事業場で対策に取り組むこと、2 点目が、ストレスチェックの制度の履行確保でございます。

右のグラフをごらんいただきたいのですが、上のグラフが東京労働局における精神障害労災補償状況でございます。ごらんいただければお分かりになっていただけたと思いますが、請求件数、認定件数ともに増加の傾向にございます。下のグラフにつきましては、毎年健康課で管内の事業場の規模を変え、アンケート調査を実施しているものでございます。そのうち、平成 28 年 6 月、水色の部分は、ストレスチェック制度が施行後初めての調査ということになりますが、ストレスチェック制度の実施が義務化されたことを知っているところと回答したところが 2,437 の事業場でございます。2,437 の事業場のうち、ストレスチェック制度を既に実施済みであるかどうか聞いたものが下のグラフでございまして、26.9%のところを実施済みであるという結果が出ております。

こういった状況を受けまして、今年度は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、積極的な取り組みを行うよう指導をしてまいりました。また、ストレスチェック制度の正しい理解とスムーズな導入に向けたリーフレットによる周知、啓発や、制度の説明会を開催したところでございます。

12 次防計画最終年度の取り組みといたしましては、後ほどご説明申し上げますが、「過労死等ゼロ」緊急対策に基づく新たな取り組みと、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく積極的な取り組みを引き続き実施していくというものでございます。それと、ストレスチェック未実施事業場に対する特別指導を実施し、その履行確保を図るとして

るところでございます。

次のページをごらんください。「過労死等ゼロ」緊急対策におけるメンタルヘルス対策の新たな取り組みということでご説明申し上げます。大きく3点ございます。1点目が、メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導ということで、現状はメンタルヘルス対策に問題がある企業に対しましては、事業場単位で労働衛生面から指導を行っているところでございますが、新たな取り組みといたしまして、複数の精神障害の労災認定があった場合につきましては、企業本社に対してパワハラ防止も含めた個別指導を行います。特に過労自殺を含む事案につきましては、新たに改善計画を策定させ、1年間の継続的な指導を行うことになっております。

2点目が、パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底でございます。現状では、パワハラ防止対策につきましては、「パワハラ防止対策導入マニュアル」を策定しておりますので、これの周知を図っているところでございます。新たな取り組みといたしましては、メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導などの際に、「パワハラ防止対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要、予防・解決のために必要な取り組みなども含めて指導を行うということで、より積極的な取り組みを行っていくものでございます。

3番目が、ハイリスクな方を見逃さない取り組みの徹底となっております。月100時間超の時間外・休日労働をする方の労働時間などの情報を事業者が産業医へ提供することを義務化し、面接指導に必要な情報を産業医に集約します。2つ目が、過重労働などの問題のある事業場につきましては、長時間労働者全員への医師による緊急の面接等の実施を都道府県労働局長が指示できる制度を整備していくというものでございます。

次の11ページをごらんください。化学物質による健康障害防止対策についてでございます。課題といたしましては、化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施と、表示対象物質の拡大です。

右の図にありますように、化学物質のリスクアセスメントの義務化とラベル表示義務対象の拡大ということで、平成28年6月1日に既に施行されているものでございます。これにつきまして、指導を行ってきたところでございます。施行前、施行後ということで、どう範囲が拡大されたのか分かるような三角の図になっております。赤い帯のところの640物質は、労働安全衛生法施行令で定める化学物質でございます。この部分について、ラベル表示が拡大されたということと、健康障害が多発するような製造許可物質や特別規則などで規制されている部分も含めて、リスクアセスメントの実施が義務化されたものでございます。

「東京労働局化学物質対策に係る中長期計画」は平成26年から4カ年の計画でございますが、今年度はこれに基づきまして、原則として有機溶剤や特定化学物質を取り扱う事業場の全数に対し、監督指導等を実施してまいりました。当初計画1,613事業場に対しまして、平成28年2月末までに1,362事業場に実施しております。それと、リスクアセスメント実施の義務化の周知、啓発に努めてまいりました。それと、「ラベルでアクション」をキ

キャッチフレーズといたしました運動を展開し、周知を図ってまいりました。

12 次防計画最終年度の取り組みといたしましては、同様に「東京労働局化学物質対策に係る中長期計画」に基づく監督、指導などの実施をしてまいります。リスクアセスメント実施義務化の周知、啓発も継続して行ってまいります。ラベル表示からリスクアセスメントの実施につなげる「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした運動も積極的に展開していくこととしております。

次の 12 ページをごらんください。熱中症予防対策についてでございます。課題といたしまして、12 次防計画の小目標として熱中症予防について掲げているところがございます、11 次防期間中の休業 4 日以上死傷災害の累計値と比較して 20% 減という目標を掲げております。具体的な数字としましては、149 人以下という数字になります。

右の上のグラフは、熱中症の発生状況でございます。減少の傾向は示しているものの、平成 25 年から平成 28 年の速報値の合計値で 162 件ということで、目標を超過しているという状況でございます。今年度は、熱中症予防のリーフレットの作成や、関係団体などへの配付による熱中症予防対策の周知徹底を早期に要請しました。平成 28 年 3 月に行っているものでございます。それと、1 都 6 県における熱中症事例の把握と関係団体に対する当該被災事例と予防対策に関する資料送付による周知を図ってまいりました。

12 次防計画最終年度の取り組みといたしましては、継続的な取り組みになりますが、熱中症予防リーフレットやポスターを作成し、関係団体などに配付し、早期に熱中症予防対策の周知徹底を要請いたします。これは既に本年 2 月に実施しているものでございます。それと、安全衛生週間説明会などを活用した熱中症予防に関する周知、啓発でございます。

右下のドーナツグラフをごらんいただきますと、熱中症の発生につきましては、あまり業種に偏りがなく、広く発生するものであるということがご承知いただけるかと思えます。

次の 13 ページをごらんください。腰痛予防対策についてでございます。課題といたしましては、災害性腰痛につきましては職業性疾病の 6 割を占めている状況でございます、発生件数は減少傾向を示しておりません。右の折れ線グラフが発生状況でございます。最近では 485 件から 437 件ということで、明確な減少傾向を示していないということがお分かりいただけるかと思えます。

また、下のドーナツグラフにつきましては、平成 27 年に発生した 472 件を業種別にグラフ化したものでございます。この中で占める割合が大きいのが、運輸交通業の 16% です。運輸交通業と申しましても、いろいろな業種がございますが、この中で特に発生が多いのが陸上貨物運送業でございます。運輸交通業の中の 42.8% を占める状況となっております。次の商業・金融・広告業の 123 件でございますが、この中で発生が多いのが小売業で、123 件の 70% を占める状況でございます。保健衛生業では 118 件発生しておりますが、この中で多いのが社会福祉施設でございます。118 件の 90% 近くを占める発生状況でございます。

今年度は、事業場に対する再発防止のための講習会を開催しております。事業場における腰痛予防対策指針の周知を図ったところでございます。「中小企業労働環境向上助成金

(介護福祉機器等助成)」制度における介護福祉機器の助成の利用勧奨を図ったところでございます。

12 次防計画の最終年度の取り組みといたしましては、先ほどもご説明いたしました災害性腰痛の発生件数の多い社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送業で災害性腰痛が発生した場合には、個別指導を実施することとしております。2 点目が、社会福祉施設腰痛予防対策連絡会を開催いたしまして、好事例の収集に努めていくこととしております。3 点目が、腰痛予防対策指針の周知と社会福祉施設における介護機器などの活用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次の 14 ページが石綿による健康障害防止対策でございます。課題といたしましては、吹き付け石綿を使用した多くの建築物の解体が平成 40 年ごろにピークを迎えるようございまして、解体工事の増加が予想されるところでございます。吹き付け石綿の除去に係る計画届と建築物解体等作業届の件数は増加傾向にございます。

右上は、「わが国の石綿輸入量の推移と法的規制の歴史」ということでグラフにしたものでございます。真ん中に「東京労働局における石綿関連疾患に係る労災請求・認定状況」を入れておきました。平成 27 年度は請求件数が 125 件で、前年度と比べまして 10 件の増でございました。認定件数につきましては 152 件で、前年度と比べまして 11 件の増加となっております。下のグラフにつきましては、先ほど申し上げました吹き付け石綿の除去に係る東京労働局における建設工事計画届、建築物解体等作業届の受理件数の推移を示したものでございます。緑の折れ線グラフが計画届と作業届の合計値でございます。平成 26 年から右肩上がりになっているのがこれでお分かりいただけると思います。

今年度は、石綿障害予防規則などに関するパンフレットを局署の窓口、各種会議など東京都及び市区の連絡協議会などにおいて配布して、周知に努めてきたところでございます。同パンフレットにつきましては、東京労働局のホームページに掲載いたしまして、ばく露防止について周知を図ったところでございます。計画届の現場に対する実地調査及び無届工事に対する監督指導を実施したところでございます。計画届、作業届の無届工事をなくすために、地方公共団体と連携を図ったところでございます。

12 次防計画の最終年度の取り組みといたしまして、引き続き石綿障害予防規則などに関するパンフレットを用いた周知を行ってまいります。建築物の解体工事に対する指導時における石綿のばく露防止の指導をしてまいります。地方公共団体との連携による工事の把握と、合同パトロールを実施してまいります。

健康課からの説明は以上でございます。

脇坂：それでは、ただいまから質疑応答に入りたいのですが、ほぼ予定の時間になっておりますので、次の用事がおありの方は早引きされても構わないと思います。私は最後までいます。

それでは、いずれの委員の方でもどうぞ。

長江：2 点質問と、2 点コメントがあります。

最初の質問は、9 ページのメンタルヘルス対策の部分で、ストレスチェックをやっているところとやっていないところは調べられていますが、ストレスチェックを実際にやっているとところで精神障害労災が発生している件数が少ないのか多いのかお調べになっているのかどうかお聞きしたいと思います。すなわち、ストレスチェックを実施しているからといって、事業場 1 件当たりの精神障害が減っていないのであれば、ストレスチェック自体がそんなに意味をなさないという結論になりますが、そのところは聞いていてよく分からなかったので教えていただきたいと思います。

質問の 2 点目は、10 ページの「過労死ゼロ」緊急対策、メンタルヘルス対策の新たな取り組みというところで、パワハラ防止のことについて書かれていますが、過労死とパワハラはどういう因果関係にあるのかちゃんと特定化されておっしゃられているのかお聞きしたいと思います。というのは、日本人だったら大体誰でも感じると思いますが、サービス残業は当たり前と考えて働いている方が多いと思います。そうすると、過労を引き起こす原因はパワハラではないわけですね。パワハラとメンタルヘルスの関係がしっかりしているのであれば、この方針は確かに納得できますが、曖昧な段階ではちょっと早いのではないかというイメージがありますので、その点を質問させていただきます。

急ぎたいと思いますが、1 つ目のコメントは、労働局さんの会議に参加させていただいて毎回思っているのは、グラフの作り方のことで、私は経済学をやっていて、レベルと呼んでいます。全部数値で書かれています。死亡とかの件数が増えたか減ったかというのは確かにすごく重要なことですので、数値で年次変化を評価するのは確かに重要だと思いますが、一方で、正確な評価をするということ考えた場合に、東京都の中で実際に建設が去年は 100 件あった中で死亡件数が何件あったという比率と、今年は工事件数が 1,000 件あって、死亡件数が 100 人増大したというときの去年と今年の数と比較で見ると、数が増えているわけですね。だけど、1 件当たりの比率で見ると減っている場合もあるわけです。

そういうことになると、労働局さんにとっての問題の特定化でミスリードしてしまう可能性が必ず発生するわけですね。割るほうの母体の話で、何をもって 1 つの件数とするかという定義が確かに必要ですが、工事当たりの死亡件数が何件というので比率を出してみても評価をされると、これから政策や重点目標を決定する際に、より明確に出すことができます。ですので、その取り組みをぜひ行っていただきたいと思います。

もう一つは、6 ページに第三次産業の事故が増えているということが書かれていましたが、指導に当たりもう少し考えたほうがいいのではないかと思ったのは、2 つ要因があります。まず、働く側の問題で、今雇用形態が変わってきていて、非正規化がかなり進んでいる状態で、かつ、少子高齢化で高齢者の非正規労働者が増えている状態になっていますので、第三次産業で事故が多いというときに、こういった属性の人たちの事故が増えているのかということまで踏み込んで考えて調査すると、より明確に指導のところが見えてくると思いますので、その点を重視されたらどうでしょうか。

最後に、それと安全衛生との関係、リンクをちゃんとしたほうがいいんじゃないでしょ

うか。

長くなって申し訳ありません。

脇坂：それでは、質問が2つあったと思いますから、それぞれ答えてください。

健康課長：まず、1点目のストレスチェックとメンタル不調発生の関係でございますが、ストレスチェック制度そのものがまだ1年たったような状況でございますので、厳格に関連づけをしたものは今のところないと考えております。ただいまご意見をいただきましたので、今後そういった関連づけはしていきたいと思っております。

2点目のパワハラ防止についてでございますが、過労死等ということで過労死をクローズアップした書き方にはなっておりますが、基本的には過労死ゼロ等の防止対策の中のメンタルヘルス対策の位置づけとして、パワハラ防止について周知していくということでございます。精神障害の労災補償の状況などを見ても、パワハラによるものがございますので、メンタルヘルス対策の中でパワハラ防止対策につきましても周知、指導をしていく必要があるとは考えております。

脇坂：最初の質問の回答ですが、確かに去年4月から始まったばかりですから、来年度の今のような会議ではできるようになりますか。そういう分析は可能ですか。

健康課長：そうですね。監督、個別指導等で会社の中に入れば、そういった部分について調査事項ということで把握できると思えます。

脇坂：事業所に入れば大変ですよ。つまり、ストレスチェックというのは効果の面で皆さんかなり注目されていて、今のようなデータが可能であればそれが一番いいですが、仕事を増やすようなことも言えないので、来年のこの会議でそういう資料が出る可能性はありますか。ストレスチェック制度はすごい制度だと私は思っていますが、その効果を見る時に、どの部署がどう分析するのかというのが僕はすごく気になっているところで、そういうことは可能ですか。

労働基準部長：過労死等の認定事案は全部厚生労働本省に集めて調査研究を行っておりますので、その中で統計として出てくるかもしれません。ただ、東京といたしましては、せっかくのご指摘でございますので、事例を数件見ながら。

脇坂：国全体で集まってきたやつですものですね。でも、それは本当にできますか。

労働基準部長：今研究所で全部まとめておりますので、ちょっと時間は要すると思います。

脇坂：そうですか。

労働基準部長：過労死等防止対策推進法の中で、そういう調査研究を行うことになっております。

脇坂：そうですか。分かりました。あと、長江さんから提言というかコメントが2つありましたが、それに対してはいいですか。

労働基準部長：本審でのご指摘もございましたので、今回は三次産業の年千人率なども出させていただきましたが、本日頂戴したご意見も踏まえている工夫させていただきたいと思います。

脇坂：ほかの委員の方は。

野川：6ページの第三次産業に対する労働災害防止対策と13ページの腰痛予防対策は、いずれも社会福祉施設の問題が非常にクローズアップされておりますね。先ほどもちらっとありましたが、おそらく介護施設だろうと思います。腰痛についても、保健衛生業の118件の80%とおっしゃいましたっけ。ということは、全部の472件の中でも20%ぐらいになります。その多くが介護施設だとすると、ピンポイントで対策が必要であろうと思います。

それから、6ページで社会福祉施設が一番目立って目標と実態が乖離しているわけですね。これも、おそらくこの中のかなりが介護施設ではないかと思しますので、国ももちろんやっておられるでしょうが、東京には介護施設が多いですから、ピンポイントの対策を何か考えておられるのか、あるいは、特に介護施設に対象を絞った場合の大きな課題があるのかといったことをもしよろしければ伺いたしたいと思います。

安全課長：まず、6ページの関係でご説明したいのですが、介護施設の関係で言いますと、施設単位で労働安全の担当者が今選任されていないような状況でございます。ただ、そういった施設をいろいろ見ていきますと、多施設を展開している社会福祉法人が多々ございますので、担当がいなくて個別指導に行ってもどうこうというよりは、本部が事業場に対して何をやってもらうのか、どういう安全衛生管理体制を構築してもらうべきなのかといったものが非常に重要ではないかと考えてございまして、その一つの解決策として、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」は腰痛対策も当然入ってございます。

そういった意味で、黄色の枠に「『働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動推進運動』を展開し」と書いてございまして、まずは法人ごとの労働災害の発生状況の把握・分析、経営トップがどういう方針を立てるのか、また、法定事項ではございませんが、施設単位での安全推進者を選任していただいて、各施設で行う安全衛生対策をしっかりとやっていただくということで、平成28年の災害発生状況等を踏まえまして、本年6月に労働局で講習会を実施したいと考えてございます。さらに、問題が認められるようなところがあれば、個別に法人単位で指導を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

脇坂：ほかにどうですか。どうぞ。

唐澤：3点ありまして、まず、4ページです。建設業における労働災害防止対策ということで、事故の発生状況は円グラフで分かりやすいようになってはいますが、今一人親方労災への加入者が激増しているという問題がありまして、そういった件数は多分入ってないと思います。ですので、そちらの件数や分析が分かるようであれば示していただければいいかなというところです。

あと、5ページへ行きまして、オリンピック・パラリンピックのところですが、下のほうに推進連絡とありまして、建設業団体等と書いてありますが、どういう団体なのか分かるようであれば教えていただきたいです。

あと、14ページの石綿のところですが、一番下のところに「地方公共団体との連携によ

る工事の把握と、合同パトロールの実施」と書いてありますが、実際にどういったところを対象にパトロールに行っているのかとか件数が分かるようであれば教えていただきたいと思います。

安全課長：まず、1点目の一人親方の問題でございます。申し訳ございません、本日数字を持ち合わせておりませんので、数字をお答えすることができない状況でございます。一人親方対策という面でございますと、本年3月16日にいわゆる建設職人基本法という議員立法の新しい法律が施行されることになってございます。この中に一人親方対策も入っているところがございますので、そちらで対策の推進は進めてまいりたいと考えてございますし、数字はどういった形で拾えるのかというのはございますが、検討したいと考えております。

続きまして、オリンピックの大会施設工事安全衛生推進連絡会でございます。こちらに建設業団体等と書かせていただきましたが、2つございまして、1つ目が建災防さんの東京支部、もう一つが労働側の代表としまして首都圏建設産業ユニオンさんにご参加いただいているところでございます。

脇坂：よろしいでしょうか。ほかの委員の方、ございませんでしょうか。もう一つありました。ごめんなさい。

健康課長：石綿の関係でお尋ねがございました。まず、地方公共団体との連携につきましては、例えば区役所とか市役所とお互いの工事の届出の状況を情報交換し合って、漏れがないかどうか確認していくということと、あと、近隣の方からの通報などがあったときに、情報をそれぞれ共有し、合同で現場に立ち入り調査をするといったことがございます。具体的な数字につきましては、申し訳ございません、今持ち合わせがございませんのでご説明することができません。

以上でございます。

脇坂：どうぞ。

川本：1点質問、1点意見です。まず、3ページの下側の右側の安全衛生方針の表明のところ、82%の事業場で表明と言っておりますが、分母は幾つの事業場になっているのかなと思いましたので、教えていただければと思います。

それから、2つ目は意見になりますが、5ページ目の2020年東京オリンピック・パラリンピックの大会施設工事における安全衛生対策の基本方針のところ、基本的考え方等が書いてございますが、今日の現場見学でも分かったとおり、要は何を言いたいかというと、早めにきちんと発注がされて、建設業界もちゃんとした日程確保ができて、その中で職人さんも無駄なく工期がきちんと進んで、安全でお互いにコストもかからず、利益も出るということが出来るわけで、発注が遅れたら、こういうお題目を言ったって建設会社も本当に大変だし、事故も起きやすいし、コストもかかるということになるので、いろいろなことがあると思いますが、ぜひ発注の段階で工期にゆったりしたゆとりが持てるように都として対応していただければと思っております。

それから、もう一個意見ですが、運送業の関係の事故の分析も出ておりましたが、私、普通の東京都民として、宅配等であれだけ走り回っているのを見てみると、本当に疑問に感じます。あれは警察庁の所管かもしれませんが、駐車時間が確保できてないために、本当に走り回って、団地でも何でも階段を上がって下りてきて、あれでよく転倒事故にならないと本当に不思議に思っています。ああいうことも、安全との関係も踏まえて現実的な、無理のない形での規制であってほしいと思っておりますので、あれはトラック業界になるのでしょうか、業界さんともお話しいただいて、ぜひ多少の善処ができるようなことを考えていただければと思います。

以上でございます。

脇坂：最初の質問に対するお答えを。

安全課長：安全衛生活動の自主点検というのは、サンプル調査という形でございます、1,500件送付し、その中から回答をいただいたのが500件という状況でございます。回答をいただいた中での82%という数字でございます。

川本：分かりました。ありがとうございます。

脇坂：ほかによろしいですか。では、なければこれで質疑応答を終わりたいと思います。事務局から何か連絡はないですか。

事務局：ございません。

脇坂：それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。